
会 告

理 事 新 任 に つ い て

： 本会理事池田正二君の急逝にともない、理事1名欠員となりましたので、定款第25条の規定により
さる11月1日評議員会を開催、補欠選挙を行ないましたところ、大多数をもつて次の通り当選。就任
いたしました。

理 事 名 児 耶 馨 君

会 費 の 納 入 に つ い て お 願 い

昭和36年分会費納入期が参りましたので（会費は毎年12月に1年分を前納することに定款施行細
則に定められております）、この際綴込の振替用紙にて（未納額があればこれも同時に）至急お払込み下
さるようお願いいたします。

会 費 ・ 正 会 員 1200円 ・ 学 生 会 員 800円

送付先 東京都千代田区丸ノ内2丁目10番地 仲14号館1号

日 本 鉄 鋼 協 会（振替貯金口座 東京 193）

特許法第30条の規定による学術団体の指定について

さる4月8日特許庁長官に対し、特許法第30条第1項の規定による学術団体に本会を指定されるよう申請してお
きましたが、このたび特許庁長官から昭和35年11月10日をもつて指定した旨通知がありましたので、お知らせ
いたします。

（解説） 特許出願前に学会などで発表した発明の保護

本年4月1日から新しい特許法が施行された。新特許法は約40年ぶりの改正であるため多くの改正点を含んでい
るが、そのうちの重要なものとして発明の新規性についての改正がある。いうまでもなく発明が新規であることは特
許を受けるための要件である。そして発明が新規であるかどうかはその発明についての特許出願の時を基準にして判
断し、それ以前に発明が刊行物（註1）に記載され、またはその他の手段で公知となつた場合は新規性がないとするのが
建前である。従つて研究者が自己の発明を研究成果として特許出願前に刊行物に発表し、または学会などで発表した
場合においても前記の建前からいつて新規性はなくなるのである。

旧特許法はこの建前を厳守していたが、新特許法は、研究発表の重要性に鑑み、次に述べる条件で例外を認めるこ
とにした。すなわち発明者（または発明者から特許を受ける権利を承継した者）が特許出願前にその発明を刊行物に
発表し、または特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、その
発明を公知にした場合に、その公知にした日から6月以内にその者が特許出願（註2）をしたときは、その発明は新規な
ものとみなす（註3）こととした。（第30条第1項）

なお以上の規定は、実用新案で準用しているので、実用新案においても特許の場合と同様に扱われる。

（註1） 旧法（第4条）では、刊行物は日本国内において頒布されたものに限られていたが、新法（第29条第1項）
では日本国内のみならず外国において頒布された刊行物をも含めることになつた。

（註2） この特許出願には上記の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を同時に提出し、またその発明が
前述のようにして発表された発明であることを証する書面を出願の日から30日以内に提出しなければなら
ない。（第30条第4項）

（註3） 「新規なものとみなす」とはその発明を公知にした日まで出願日がさかのぼるという意味ではない。した
がつて、このような例外規定が新たに設けられたとはいえ、特許出願は今後できるだけ早くすることが
望ましい。

（日本学術会議送付の資料による）